

## 広島県病院事業管理規程第七号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年十二月二十一日

広島県病院事業管理者 浅 原 利 正

### 広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の八十七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同項第一号中「百分の八十七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の八十二・五」を「百分の八十七・五」に改める。

### 附 則

#### （施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の広島県病院事業職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

#### （給与の内払）

2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の広島県病院事業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。